

平成 27 年度第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事概要

日時：2016（平成 28）年 3 月 14 日（月）14：00～16：00

場所：永田町ビル 4 階大会議室（東京都千代田区永田町）

議事要旨：

①平成 27 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果について

事務局より、資料により平成 27 年度事業の実施結果を説明した。特に「合法木材供給事業者が、木材利用ポイント事業等の効果で昨年より大幅に増加（約 200 社増）し、合法木材の取扱量の割合も増加した」との説明があった。

具体的な事業実施については、普及啓発事業として民間事業者向けセミナーの開催、首都圏及び地方でのイベントへの出展、地方自治体や建築関係者との検討会開催、信頼性向上のための認定団体・認定事業者研修の開催、合法木材の取り組み強化のための供給事業者に対する第三者による抽出調査等について説明があった。

[主な質疑・意見]

- 中国で合法性証明システムの構築、データベースが作成されていると聞くが、何か情報が入っていたら紹介してほしい。
→そのような情報は中々入ってきていない。国連などのデータを参考にしている。
- インドネシアの合法木材の状況は入っていれば紹介してほしい。
→インドネシアへ合板を輸出した際、合法性証明を要求されたとの情報を聞いている。
- 与野党で検討されている違法伐採対策について、伊勢志摩サミットまでに決まると聞くが、現在の状況・見通しは？
→法律（案）の内容等についていろいろの議論があり、まだ見当がつかない状況である。
- 第三者による抽出調査については、2 供給事業者を抽出し調査されたが、新しい仕組みの検討材料の一つになるのではと考える。今後も調査を実施することになるのか。
→本年度は試行的なもので、合法証明の連鎖の実施状況、どのような課題があるかを明らかにするため調査した。なお、抽出した 2 供給事業者名については名前を掲示しないようにする。この調査結果を基に、今後どう対応していくか等については、今後、本委員会にもお話しさせていただく。

②平成 28 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業について

事務局より、資料により平成 28 年度事業（27 年度補正予算と当初予算）の概要について説明があった。

〔主な質疑・意見〕

○ T P P 協定の環境編の中で違法伐採が組まれているが、具体的な実施について中身は決まっているのか？

→具体的な取り組みはまだ出ていない。どういう仕組みが日本にとっていいものになるか幅広い議論がされていると聞いている。

○木材の利用拡大において、建築設計士に目が当てられていないとの声を聴く。その辺を意識して普及活動を行うべきである。

→設計士だけでなく、発注者側が何を望んでいるかを的確に把握しないと木材製品の開発も普及も進まないと考えている。

③ その他

事務局からも委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。